

「横浜市いじめ防止基本方針」策定にあたっての素案からの変更点

ページ	項目	素案 (H25. 11. 25)	基本方針 (H25. 12. 13)	備考
	(1) はじめに		<p>この「横浜市基本方針」では、いじめ防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子供の健全育成、及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱としています。</p> <p>横浜市立学校においては、横浜市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。</p> <p>横浜市立学校以外の学校については、その学校の設置者が定める方針等に基づいて取り組み、対処します。</p>	基本方針の対象範囲
3 (3)	4 いじめ防止に向けた方針 子供として	(2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたりするなど、周囲の大人などに積極的に相談する。	(2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。	文言整理
4 (3)	いじめ防止等のために横浜市が実施する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域、及び関係機関、民間団体等との連携の強化 ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の健全育成に関わる機関・諸団体等との連携強化 ・学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築 	「学校と家庭、地域との連携」と「関係機関との連携」を整理
5 (4)	3 教育委員会の取組 (1) いじめ防止・早期発見に関すること	キ 横浜市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施する。	キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。 また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。	インターネット上のいじめ対策の充実
6 (5)	(2) いじめの対応に関すること	イ 警察への通報・相談による対応 ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。	イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応 ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。 ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。	いじめに対する学校の指導のあり方（教育的配慮等）について記載

「横浜市いじめ防止基本方針」策定にあたっての素案からの変更点

ページ	項目	素案 (H25. 11. 25)	基本方針 (H25. 12. 13)	備考
9 (7)	3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて (2) 早期発見に関すること		さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、 <u>学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による子供の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。</u>	インターネット上のいじめ対策の充実
9 (7)	(3) いじめに対する措置	いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、 <u>教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。</u> 被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、 <u>教育的配慮のもと、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。</u>	いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする <u>教育的配慮</u> のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、 <u>学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。</u>	いじめに対する学校の指導のあり方（教育的配慮等）について記載

※() は素案のページ数 ※下線は変更箇所